

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

## 趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

## 1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

## 2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

### <見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定  
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

### <過疎地域の増減>

令和3年3月31日時点	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	+)48団体
令和3年4月1日時点	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

## 3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加  
(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

## 4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

## 5. 支援措置 (12条～40条)

- ・**国税の特例・地方税の減収補填措置**  
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・**都道府県代行(基幹道路、公共下水道)**  
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・**配慮措置**  
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・**過疎対策事業債**  
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・**国庫補助率のかさ上げ**  
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

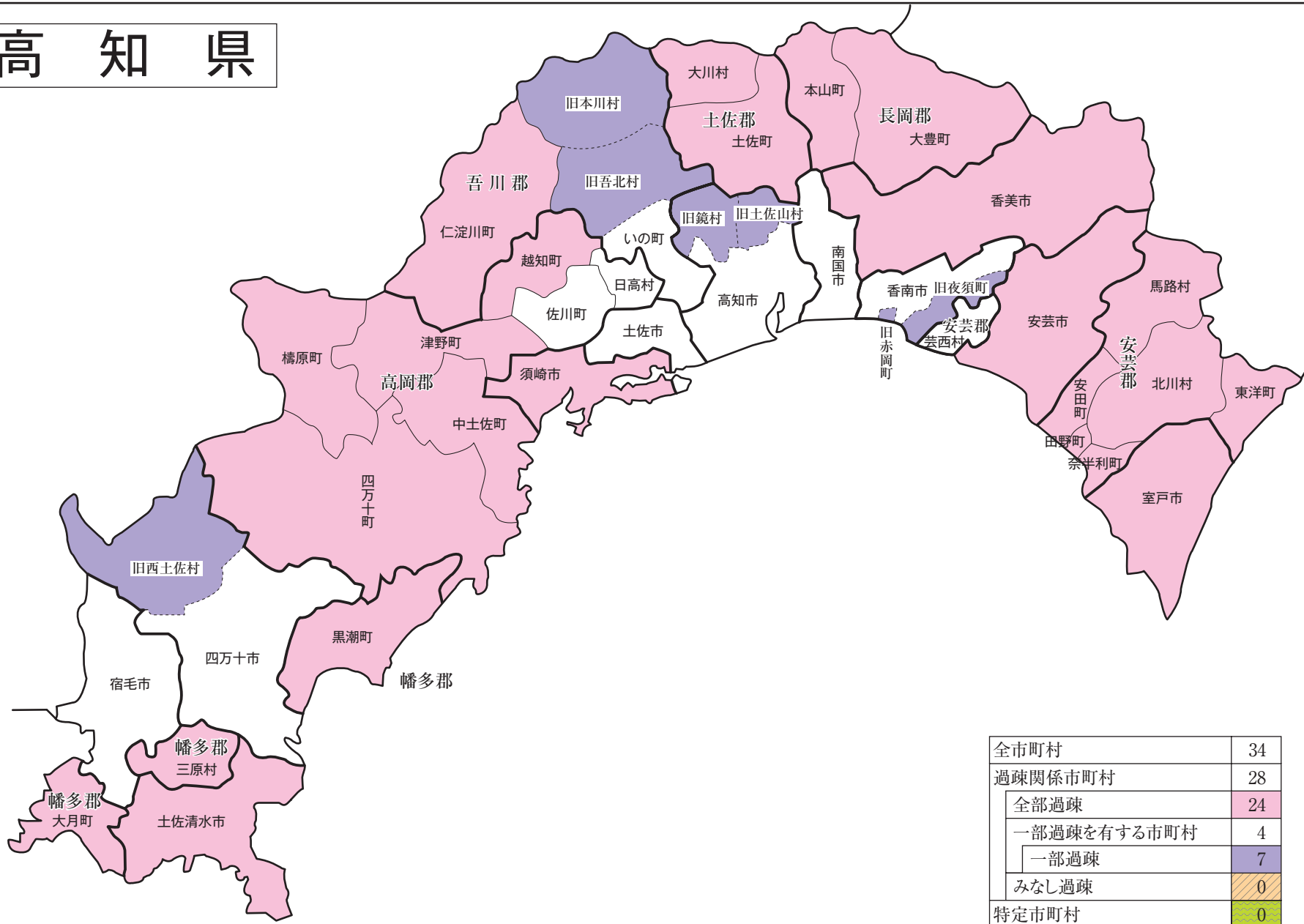
## 6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

## 7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

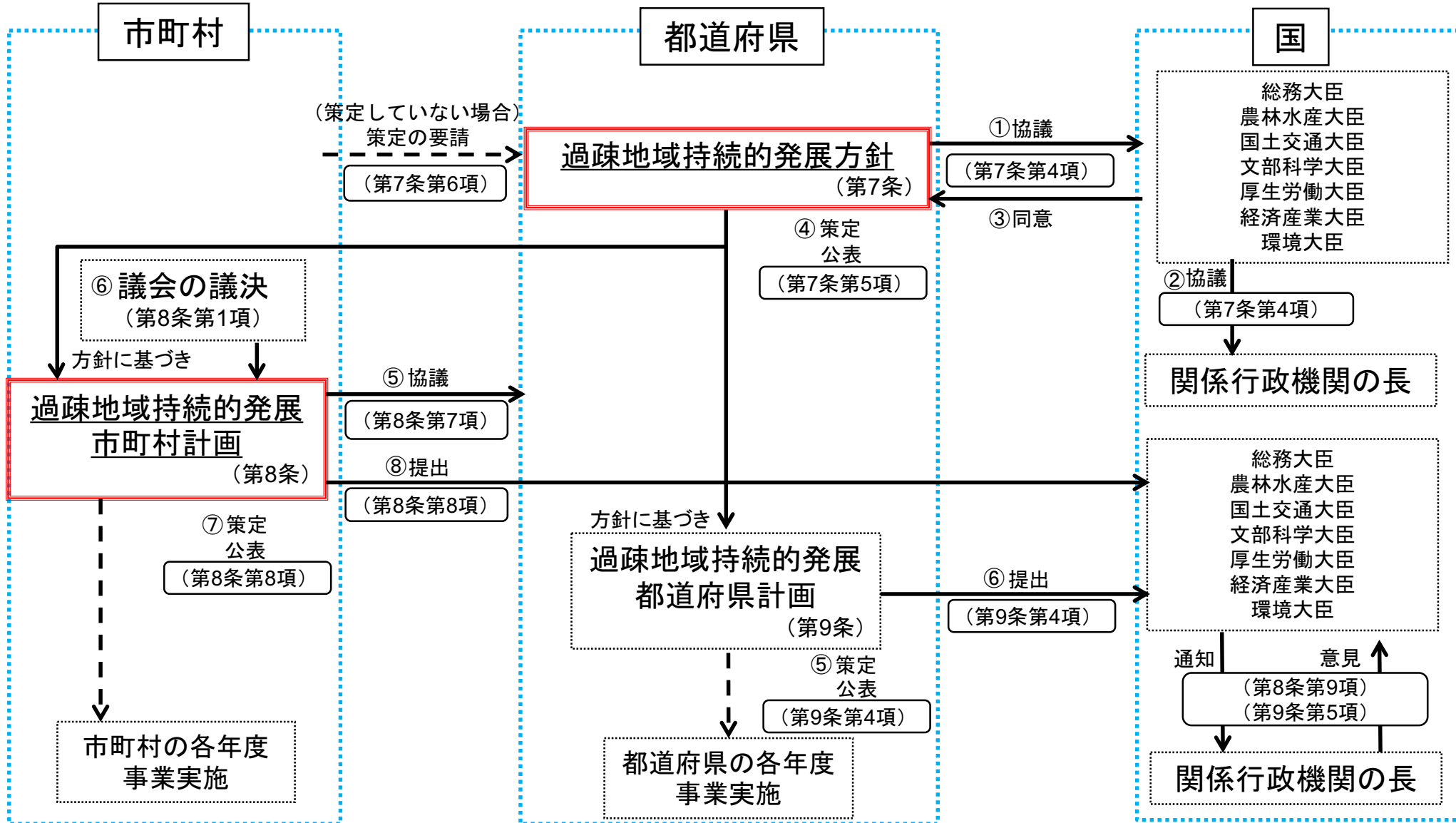
# 高知県



全市町村	34
過疎関係市町村	28
全部過疎	7
一部過疎を有する市町村	4
一部過疎	7
みなし過疎	0
特定市町村	0

# 過疎地域持続的発展市町村計画等の策定フロー図

○ 過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、方針・計画を策定することが必要。



# 高知県過疎地域持続的発展方針 概要

## ○県方針の位置づけ

- ・過疎地域が実施する施策に対し、国から支援措置を受けるための**市町村計画の策定指針**となるもの。
- ・**過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の第7条**により県は方針を定めるよう**位置づけ**られている。

過疎対策事業債の発行など

## ○方針の期間

- ・令和3年4月1日  
～令和8年3月31日（5年間）

## ○県方針の策定のポイント

- ①新たな方針には、「**移住・定住、地域間交流の促進、人材育成**」、「**地域における情報化**」、「**再生可能エネルギーの利用の推進**」の3つの項目を追加。（持続的発展支援法第4条で過疎対策の目標が追加され、第7条で方針に定める事項が追加されたため）
- ②「高知県産業振興計画」や「日本一の健康長寿県構想」など、**県の基幹となる計画等との整合性を図る。**
- ③市町村が、地域のニーズや課題に応じて過疎対策に柔軟かつ広範囲で取り組むことができるよう様々な取り組みを**網羅し包括的に記載。**

## 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

### （過疎地域持続的発展方針）

**第七条** 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針（以下この章において単に「持続的発展方針」という。）を定めることができる。

### 2 持続的発展方針は、**おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。**

- 一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項
- 二 **過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの**
  - 1 イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
  - 2 ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
  - 3 ハ 過疎地域における情報化に関する事項
  - 4 ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
  - 5 ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
  - 6 ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
  - 7 ト 過疎地域における医療の確保に関する事項
  - 8 チ 過疎地域における教育の振興に関する事項
  - 9 リ 過疎地域における集落の整備に関する事項
  - 10 ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
  - 11 ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

## 高知県過疎地域持続的発展方針

New	1	移住・定住、地域間交流の促進、人材育成	産業振興計画
	2	産業の振興 ◆農業の振興 ◆林業の振興 ◆水産業の振興 ◆商工業の振興 ◆観光の振興 ◆分野を超えて連携した取り組み【連携テーマ】 ①地産地消・地産外商の展開 ②起業の促進 ③デジタル技術の活用（情報通信産業の振興）	
New	3	地域における情報化	デジタル化推進計画
	4	交通施設の整備、交通手段の確保	中山間対策の6つの取り組み (中山間総合対策本部)
5	生活環境の整備		
New	6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	日本一の健康長寿県構想
	7	医療の確保	
New	8	教育の振興	教育大綱
	9	集落の整備	中山間対策の6つの取り組み (中山間総合対策本部)
New	10	地域文化の振興等	文化芸術振興ビジョン
	11	再生可能エネルギーの利用の推進	脱炭素社会推進アクションプラン